

## 健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和4年12月9日（金）

開 会（午後1時0分）

### 【議 事】

#### ○請願第4号「介護認定調査の委託料の統一を願いたき件」

石原委員長

昨日の委員会において、参考人として杉田まどか氏、喜田美智子氏の2名の出席を求め、意見を伺うことに決しましたが、本日、喜田美智子氏から都合により出席できない旨の連絡がありましたので、杉田まどか氏を参考人として出席していただき、意見を伺うことでよろしいですか。（委員了承）

なお、請願第4号について、33名の署名が追加されましたので、ご報告いたします。

### 【参考人の意見】

杉田参考人

皆様、こんにちは。本日は、お時間をとっていただきありがとうございます。

お手元のほうに参考資料を添付したものを請願とともに出させていただきます。今回、介護認定調査の委託料の統一について検討させていただきたいという件に請願を出しております。介護保険は皆さんご存じのとおり、介護保険を使いたいと市民の方が申請をすると申請が受理された後、自宅または病院等に調査員が調査に行くということで、必

ず調査を受けることとなります。一段階目は、認定調査とは関係ないんですが、認定審査会にこういった認定調査の内容が反映されるということで、私も現職のケアマネジャーですけれども、ケアマネジャーや認定調査の専門の勉強をされた方が決まった項目を全員同じ方法で調査をし、同じ調査票を使い、同じ報告書をもって市に報告するというルールで実施しております。埼玉県については、ケアマネジャーはケアマネジャーの受講、更新等の研修の時に、認定調査の調査項目が授業に入っておりますので、特別な研修を別に受けているわけではないんですが、皆さん統一の方法で実施しているということは変わらないという状況があります。

前回、議会で今回紹介議員になっていただいた石本さんの質疑にありましたとおり、所沢市に至っては、参考資料を見ていただければ分かると思うのですが、なぜか、社会福祉協議会が調査をすると7,865円、医師会が調査をすると6,044円、市内の私たち民間のケアマネジャーが調査をすると3,850円しかもらえないということが明らかになりました。これについては、同じ方法で、同じ内容を調査している、まあ同一労働、同一賃金というふうに日本では言われている常識からも格段にずれていて納得がいかないというケアマネさん、またはこれから介護保険を使う人、駅で署名活動をしたときは、一般の市民の方もこの金額については知らなかった、なぜこのような金額の格差があるのかという驚きの声ばかりでした。また、私たちケアマネジャー、多くの方が署

名しましたが、ケアマネジャーも3,850円でみんな調査をしているというふうに思っていた次第です。なぜ、所沢市はこの金額を調査をお願いするときに、私たちケアマネジャーに知らせてはいただけなかったのか、そのような気持ちもたくさんあります。また、前回の議会では、社協のケアマネさん、社協の調査の方は資料につけていますように、年間たくさん件数をやっているから金額が高いというような説明ととれる回答が市の執行部の皆様からあったと思いますけど、一般的にですね、これは市民の方も言っていました、印刷、まあよくテレビでCMしているような印刷も、1枚だったら高いけど、100枚やったら安くなるというのが世間の一般常識であると思います。なので、たくさんやったからお金をもらえるというような説明にも私たちケアマネジャーは納得がいかないというところにあります。そして、実際に社協に調査をしている仲間に話を聞いたところ、ものすごい高い金額をもらっているわけではなく、一般公募をしている調査の専門の方は時給が1,000円程度なんですね。なので、じゃ委託料として高い金額は誰がもらっているんだろうねということが今回の署名でも話題になりました。社協の補助金のようなふうな話をされた方もいます。

これから介護保険というのは、もう20年以上たっていて民間の事業所も、どの事業所も、それこそ公的な事業所も、介護保険のサービスをする事業所による単価の格差はありません。サービスの種別による格差はありますね。なんですが、基本的に介護保険の労働に関しても、営

利目的の事業所でも法人格をとっていけば介護保険のサービス事業所に成り得るわけですが、なぜ所沢市の認定調査の委託料だけ格差があるのかというような声がたくさんあります。これから、高齢化が進むに当たり、介護保険サービスは多くの事業所に頼っていかなければいけないと、私たちケアマネジャーは知っています。仮に、医師会と社協とこのような大きな法人だけで所沢市のヘルパーさんのサービスやいろいろなケアマネさんのこともできるのかというと恐らく少ない事業所ではこれからの高齢化の介護サービスを支えられないと考えています。その中で、このような金額格差があることはとてもおかしい。ぜひ、この機に統一をしていただきたいというふうに思っている次第です。

超高齢化社会に耐えられない、そのような自治体を皆さんは知っているのではないのでしょうか。大規模な事業所、数をたくさんやる事業所に優遇するような金額を設定について、非常に疑問があります。ぜひ、今回署名をしていただいたご高齢の方や市民の方々が納得いくような金額の設定にしていきたい。それが統一化だというふうに考えています。

意見は以上です。

### **【質 疑】**

末吉委員

先ほど、開陳された中で、ケアマネジャーさんたちはこの金額の格差については知っているのか。

杉田参考人

今回、複数の事業所のケアマネさんを訪ねて署名に回りました。もちろん、社協と医師会にも回っています。社協、医師会、民間のケアマネジャーのどなたも知りませんというふうな回答を得られています。

末吉委員

署名活動でいろいろな反応があったということは触れていただきましたが、市民の方はこの点についてどのようなご意見があったのか教えていただきたい。

杉田参考人

今回、仲間たちと街頭で、所沢駅と新所沢駅の駅前で署名活動を2回ほど実施しています。金額を貼ったプレートをつくって今回の請願の文書を出して、一人ずつ歩いてきた方に説明をしたところ、知らない、おかしい、なぜ同じ仕事に対してこのような賃金なのか、という声を皆さん話していました。

谷口委員

請願書の「居宅介護支援事業所は自らの勉強のために認定調査の委託料が過去から低く設定されている云々」というところは、実際の居宅介護事業者の方は、そういった自分たちの勉強のために金額が低く抑えられてもいいというような認識というのは全く事実ではないという理解でよいか。

杉田参考人

この回答したのは、当時介護保険関係を担当していた市役所の方だと思っておりますが、私たちケアマネジャーたちは結果として知らないお客様のところに行って調査をして、ああこういったサービスの使い方とか、こういうお客様困っているんだねという意味で、勉強になったということで回答したことがあるケアマネさんを見つけました。だからといって、この金額でいいという人には出会っていません。

村上委員

1点だけ確認をしておきたいのだが、今回の件名が委託料の統一を検討いたき件ということで、その趣旨は、要旨の下のところにある委託料を社会福祉協議会の委託料に統一することを検討するという内容でよいか。

杉田参考人

現在、最も高いところはその金額なので、そのような趣旨で書いております。

長岡委員

今回の請願の中に社会福祉協議会、医師会、居宅介護事業所というところで、同一労働、同一賃金を求めるということですが、確認ですが、こちらは3団体の委託内容というのも全く同じという認識でよいか。

杉田参考人

それは、市役所の方に聞いていただければ分かると思うんですが、同じ仕事なので報告書も全て一緒です。なので、同じ内容で同じ労働、同

じ方向でしていますので全て一緒という理解で大丈夫です。

城下委員

この件に関しては、今年度の当初予算の審議のときに、このことが明らかになりました。同一労働、同一賃金ということで、おっしゃるとおりだというふうに私も受け止めているが、近隣の自治体の状況なども、議会では答弁がされていたわけであるが、今回の請願提出に当たって、杉田参考人のほうで近隣の県内の状況とか、そういったところは新たに情報として持っているのか。あればお示しいただきたい。

杉田参考人

新たな情報というところになるか分からないのですが、ほかの地区町村の金額格差も確かにありますが、ここまで格差がないという情報のところまでは変更が今のところないです。あとは、例えば東京都のところで、所沢の施設に入っている方が東京の市町村に住まわっていて調査をする場合については、東京都が委託料を交渉して払うのでこの近隣市とはまた金額が違うという意味でもっと細かく調べると東京の住民票の方が埼玉のサービスを使っている場合の調査料についてはもう少し金額の差があるという状況はあります。

**【参考人への質疑終結】**

石原委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。  
本日は、お忙しい中、本委員会のために御出席いただき、貴重な御意

見を述べていただき、心から感謝いたします。

本委員会といたしましては、御意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

休 憩 (午後1時16分)

※参考人退室

再 開 (午後1時17分)

**【質 疑】**

末吉委員

価格の差の理由について、請願代表者からお話があったが、これまでの常任委員会審査の中で、勉強のためであるとか、そういう理由で御説明をいただいていると思うが、価格の差の理由についてはそういうことでよろしいか。改めて確認をさせていただきたい。

中澤介護保険  
課長

これまでの一般質問等の答弁にもあるとおり、価格の差は、お願いしている件数の差であるというところの理由は変わらないところです。

背景として、申請件数によりますけれども、平均で月1,100件くらい申請があり、そのうち市の調査員14名が調査に行けるものが大体400件くらいで、差引き700件くらいをお願いしなければいけない状況です。この700件の調査を一手に引き受けられるところはないわ



けです。一番大きいところだと、社会福祉協議会が600件ほど、次いで、少し差はありますが、所沢市医師会が100件ほど受託可能であり、それ以外の市内の居宅介護事業所の場合は、本業としてのケアマネジャー業務がありますので、月に2から3件、多くて5件くらいです。これは物理的に難しいと思いますので、その数字は仕方ないのかなと思っています。我々としては、今の700件をやっていた状況の中では、社会福祉協議会や所沢市医師会にこの件数をお願いせざるを得ないため、見積り合わせを行って、その際には月に何百件、年間何千件という条件を付して、見積り合わせを行って、もちろん言い値で幾らでもよいというわけにはいかないため、市の予算、あるいは予定価格がこちらの設定した額と、先方の見積りとの合意したところの金額が出ているため、この金額が社会福祉協議会の場合は大体7,000円となります。

先ほどスケールメリットの話がありましたが、たくさんやっていただくざるを得ないところで、お願いできるところに対価を支払いするという考え方でやらせていただいています。

末吉委員

一般的に、大量購入をする場合に割安になるということが予算の中でもあるわけだが、福祉部の中で、大口、大量であるから割高になるというケースがほかにあるか。

中澤介護保険  
課長

たくさん必要だから金額が高くなるという契約が福祉部でほかにあるかについては思いつきません。

末吉委員

何を参考にして割高となるのかの論拠、根拠を示していただきたい。

中澤介護保険  
課長

たくさんやってもらうほうが高くなる論拠について申し上げますと、これまでお話があったとおり、1件の調査をやっていただくということの業務内容や価値は変わらないと思っています。冒頭に申し上げたとおり、我々は月に700件をお願いしなければならないという立場で、決まった期間にどれだけたくさんやってもらえるかという視点で比較をした場合は、月に600件受けていただけるということと、月に5件受けていただけるということは、どちらも市にとってありがたい話ではありますが、月700件やってもらわなければならないという立場からすれば、月600件やっていただけることのほうが価値としては高いと言わざるを得ないという論拠になるかと思えます。

末吉委員

類似例はないという説明だったが、大企業だけでなく中小零細の店舗、事業者に対してもしっかりと目を向けて支援していこうというのが市の姿勢であったのではないかと思っていて、例えば、無理を聞いてもらってできるのか、そこの差がなければ、小さな個人事業者、店舗についても目を向けていこうと市はしてきたと思うが、その視点が感じら

れなくて、行き違っているのかなと思う。今の答弁の中にはなかったが、議会の答弁の中では勉強になる、勉強していただく、だからその分が加味されているという答弁が複数あったかと思う。ただし、それは相手にも伝わっていて、自分たちの勉強だからと納得していなければ、市の勝手な、ある意味の上から目線で、不本意に思われてしまう部分があるのではないか。

中澤介護保険  
課長

先ほどの論拠のところですが、スケールメリットで考えますと、売る側がたくさん買ってもらいたいときは、たくさん買ってあげれば安くしますのでたくさん買って下さいというロジックだと思うのです。今回の場合は、たくさん用意してもらえるところから買いたい、そうすると相手方が限られるという論拠がまずあります。

末吉委員

私が言ったのは、そういう力のない小さな個人にもこれまで市は目を向けてきたのではないですかということをお願いしたい。

中澤介護保険  
課長

事業所への支援というのは、介護保険課として、我々も業務の一つ、役割の一つとして認識しているところですが、この件に関しては、居宅介護事業所の利益を目的にしているわけではないわけです。何と申し上げたらいいのか、一日でも早く調査をしていかなければならない、市民のために調査をする、調査をどれだけ効率的にするかという視点で、で

きないから安くすればよいという問題ではないとは思いますが、この委託業務に関して言えば、まずは700件という件数をこなすことを優先すべきであろう、それが市民のためであろうというところから考えますと、それをこちらのニーズに合わせて答えていただけたところに相応の対価を支払うことはやむを得ないという考え方であって、決して小さい事業所を軽んじているという思いはないということです。

先ほどから勉強の話が出ておりますが、私も予算常任委員会でその場におりましたので、実際にこういう話があったのは事実です。実際に調査をやりたいとおっしゃる事業所で勉強になるからやらせてほしいという声があると聞いています。ただし、これまで市の認識としては、少なくとも安い値段で無理やりやっていたらどうか、それを隠してやっていたらという認識はもちろんなく、これまでの長い歴史の中で、例えば、市側の調査員が欠員になってしまったり、やらなければいけない件数が増えて、どうしても調査をお願いしなければいけない場合には、こちらから1件でも2件でもお願いできないかという要望に対して、市のためにやってあげようとおっしゃっていただいたような時期もあったと思います。そのため、過去に協力していただいた事業所からすると、市が勉強のためにと伝わってしまい不愉快な思いをされたのであれば、それは申し訳なかったと思いますが、これまで、お願いしたいというところに対して、市に協力しようと言っていた経緯もあったり、比較的安定しているときでもやりたいとおっしゃっていただけ

れば、この条件でよければとお願いしてきた経緯もありますので、持ちつ持たれつと言いますか、良好な関係でやってこれたと我々は思っております。

末吉委員

認定の審査日数について、件数が多かったときは非常に伸びていた年代もあったかと思う。介護認定の結果が出るまで非常に時間がかかるといふ時期もあったかと思うが、今の話で言えば、無理が利く、無理を聞いてもらえるという話だが、そうではない事業者は無理も利かないし、日程を合わせてくれないと聞こえかねない部分があると思う。先ほども内容は同じであるという話であったから、その言い方だと、社会福祉協議会は無理が利くと、でも本当に無理が利くのか、何もかもを受けられるわけではないですよ。あたかも零細だと時間が伸びるけど、たくさんやってもらえると早くできると聞こえる。そこについて、先ほど内容は変わらないと説明があったが、そこまで言及されてしまうと、質、スピードについても差があると聞こえるため、その点について、そうなのであれば訂正いただきたいと思う。先ほどから課長は件数の話をしていると理解していたので、そのスピードであったり、無理が利くという話であれば、また論点がずれてくるため確認させていただきたい。

中澤介護保険  
課長

大口でやると処理が速いのかというところは、そうではないと否定いたしますが、こちらからお願いする際に、例えば、今日100件依頼し

なければいけないという状況があったときに、まとめてできるのか、1件だけできるのか、そこには時間の差があるということであって、成果を出すところに時間の差があるということではないということをお願いします。

末吉委員

先ほどの勉強という意味は、お互いに持ちつ持たれつで納得し合ってやっているのであれば全然問題ない発言だと思う。しかし、勉強のためにお願いしているのか、勉強になる面もあるが勉強のためにお願いしているわけではないのかが大事で、聞いたほうも勉強のためにお願いしているから安いのですねとこれまでの答弁からはそのようにしか聞こえなかったため、私たちはそう思っています。それは正しいのか。そうでないのであれば、この場はいい機会なので、正確に教えていただけたらと思って質疑します。

中澤介護保険  
課長

市は勉強してもらうために調査をお願いしているというわけではございません。そこは否定させていただきます。

村上委員

請願者からもあった、件数が多いほうが高く、件数が少ないほうが安いという概念が、民間にいた立場からすると、やはりいっぱい買ってくれるところ、いっぱい処理してくれるところのほうが安くなるというのが普通の概念だと思っている。先ほど途切れてしまったが、どちらが

買い手市場なのかという視点で見ると、所沢市としては何とかこの件数をこなしていかなければいけないという意味で言うと、どちらかというと買い手市場のほうが立ち位置的には高いという問題意識を持っているのかと思ったが、そういった認識でよろしいか。委託をする際の仕様書にも関わると思うが、仕様の中に1件当たりの単価はどちらが決める仕組みになっているのか。報酬単価としてこの金額で決まっているというのであれば簡単だが、仕事を依頼する、そこに応じてもらうというやり取りの中で、この金額はどのような形で上下すると考えているのか、市がこの金額でお願いしますということで決まっているのか、相手がこの件数をやるのであればこの金額で応じますという力関係なのか、具体的に事務手続き上どうなっているのかを伺いたい。

中澤介護保険  
課長

この契約の場合は、仕様に年間の予定件数が出ていまして、それに対して幾らで単価が決定されるかという単価契約です。

村上委員

具体的に言うと、例えば、年間500件をお願いすると、委託はどういう形で件数をこなすかというのは、どんなやり方でもきちっと件数をこなしてもらうのが基本的な委託業務の中身だと思うが、500件だったら幾らというのは相手から提示されてそれを丸のみする形なのか、そうではなくぎりぎりの交渉の中で、市が一番課題としている、処理を迅速に的確に認定の日に合わせて処理をしていくという作業を自力で

きない分委託せざるを得ないという中で、どのような形で金額交渉が行われるのか、その辺の考え方、概念を教えてください。

中澤介護保険  
課長

契約するときには参考見積りを取って、それを基に設計、仕様をしていくわけですが、まずは何件くらいできるのかを参考でいただいたときに、例えば、500件できますとお答えいただいたところには、その500件を仕様に謳わせていただいて、見積り合わせを行って契約するという形になっていますので、相手側にどのくらいできるかを求めて、市が仕様を決めるという形になります。

村上委員

基準として、委託先が何件できるかが先にあって、その後に仕様等で具体的に幾らでそれができるのかという価格の交渉をした結果として、このような価格になるということか。当初予算では、仕事の量とは関係なく、基本的に単価はこのくらいだろうという基準を持っているのか、そもそも件数によって基準のランクを持っているのか、その辺の実態はどうなっているのか。

中澤介護保険  
課長

予算を積算する上では、これだけの件数をやるのであれば、これくらいの金額でなければ受けられないというような参考見積りをいただいておりますので、予算の内訳としては、件数に応じた単価を見込みとして設定して、予算を計上しています。



村上委員 いろんなどころからの相見積りを取るというよりも、委託を受けてくれる相手先が決まっているため、ある程度買い手市場になってもやむを得ないという考えになっているということか。

中澤介護保険課長 ここで言う買い手市場とは、委託をする側、市側が買い手という考え方でよろしいでしょうか。

村上委員 売値の言いなりにならざるを得ないという、買い手側が市の立場になってしまうのかということで、例えば、建物は安ければ安いほどよいという、入札する側が努力して仕事を取るために安くしているということがあるが、今回の件については、やってもらわなければいけないというのが大前提にあって、それは幾らであればできるかという売り手の判断が委託契約をするときの大きな判断基準になっていくのかという意味です。

中澤介護保険課長 そういう意味では、売り手側がある程度価格を設定できる関係ではあるのかなと考えています。

村上委員 なぜこの調査委託費用が介護報酬のような定額になっていないかということについて背景があるのか。いろんな事業については、ある程度介護報酬的なものがあって、それに則って支払いをするというのが通常

だと思うが、この調査委託については、介護報酬としての位置づけがない理由はあるか。

中澤介護保険  
課長

この委託に関しては、報酬のような、基準となるようなものはありません。本来、元の制度設計からすると、市のほうで調査をする、調査員が赴いて調査をするというのが本来だと思いますので、そこから外部に委託する場合の費用というのは、市場の需要と対価で決まると考えておりますので、ベースとなるものがあるわけではないと考えます。

村上委員

元々の制度設計からすると、自前でやるという制度設計だが、あまりにも件数が多くて自分のところでできないと委託に頼らざるを得ない。その場合は、極力多くの件数を受けてくれて、迅速に効率よく、きちっとできるところを探していくことが市としての最大の仕事であると。それが最初は社会福祉協議会であって、その次に所沢市医師会が手を挙げてくれた、そういった流れの中で、一人当たりの単価については、交渉の中で自然と金額が上下してしまったというようなことでよろしいか。

中澤介護保険  
課長

先ほど申し上げた、基準となる単価がないというところがスタート地点としてあります。先ほど誤解を与えるようなことを言ってしまったので訂正したいのですが、売り手側が価格設定をコントロールできるというのは言い方として正しくないのかなと思いますが、委員がおっしゃっ

たとおり、市側がこのくらいのコストで業務として委託することが、市にとってメリットになると考えていけば委託に踏み切るわけですが、その際にどのくらいの値段でやっていただけますかというところで価格は決まってくると思います。もし仮に、その単価が市の調査員を雇って調査するのを上回るような単価設定になってしまうのであれば、恐らく直営でやったほうが良いという考え方になると思いますし、現時点で直営でやるよりも委託でこれだけやってもらったほうが市にとってメリットがあると考えれば、そこで委託になります。その際の単価は実際に市場の中でやっていただける相手方がどのくらいいるのか、それを実際に実行できる相手方に対して、こちらが設定する金額と折り合いがつけばそこで単価が決まるという考え方です。

石原委員長

この際、委員として質疑したいので、副委員長と交代します。

城下副委員長

それでは、委員長の職務を行います。

石原委員

民間の商慣習とか売り手とか買い手という言葉が、福祉に馴染むのかというのが個人的にはしている。スケールメリットの話が当初から出ているが、民間の商慣習の場合のスケールメリットは、大量発注するから、製造原価が下がる、製造コスト、仕入れコストが下がるということで、安く提供できますよというものが民間の商慣習だと思う。ちょっとここ

で、大量に調査を処理するから、原価が安くなるという代物ではないと個人的には思っている。人間が人間を相手にやることだから。その考え方に基づいて、今やり取りがあつたので確認をしたいのだが、これだけ大量のものの調査を行うには、これだけのコストがかかりますよということで、先方と市がどれだけの金額でやっていただけるかを相対の交渉で値段を決めていっているということで、これだけ調査にはこれだけうちが請け負えばこれだけお金がかかりますという交渉の流れの中で、今、3タイプ、社協、医師会、各居宅の事業者ということで、その結果としてギャップが生じているという考え方でよろしいか。

中澤介護保険  
課長

相手方とコストがこういところにかかるからという、そういう合意を、特に細かいところの合意を詰めて契約をしているわけではありませぬ。一般的なスケールメリットと逆で、たくさんやってもらうほうが費用が高くなるという、このロジックは、短期間で件数をこなしていただくためには、専門の人間を雇っていただいたり、必要な車だったりパソコンだったりというものを用意しなければ成り立たないだろうということが、こちらとしては察することができます。ですから、この短期間の中でこれだけの件数をこなすためには、相応のコストがかからざるを得ないだろうというところで、相手方の出した数字と我々の予定価格の中で調整がされるという考えです。

城下副委員長

それでは、委員長と交代します。

越阪部委員

今までいろいろな背景はあったのだと思う。今話があった、見積り合わせをして決まっているという話だが、見積り合わせの積算根拠というか、そのこともはっきりしないというか、見えづらくなっているのではないか。なぜそう言うかという、先ほど言っていた、市が直営でやる形式と、委託をして見積り合わせをしてすると、多分、大きな違いは、人件費が主なことだと私は思う。積算したときの根拠と、市の方で直営でやるその差みたいなものの中での、最大のというか単価が決まるというか、そういうことになっているのか。見積り合わせのときの中身というか、そういうことをきちんと示せるようになっているのか。

もう1つ、事業所の支援みたいなことをきちんとやっていく必要があるのではないかと思っている。育てるとか力がつくようにということで、どのような支援を市ではしているのか聞かせていただきたい。

中澤介護保険  
課長

見積りの時にその額が適正であるかどうか確認できるかという問題ですが、見積り合わせのときには、仕様に関する単価が幾らかということでお示しいただきだけですので、その内訳をその場で精査することはないのですが、ただし、こちらが予定単価、あるいは予算単価として決定する際には、例えば相手方の7,000円という金額が適切かどうかというのは、その前にいただいている参考見積りの中で、これだけこういうことに金額がかかっている、だからこのぐらいの額が必要な

のだといったところは、いただくわけです。それが、確かに適正なのかどうか。ただし、それはあくまで相手方の見積りによるものだけですから、他の市町村の同じ条件でやっていただいている、例えば社会福祉協議会というのは、事務受託法人といって県から指定を受けて新規の調査もできるちょっと特別な指定を受けているんですね。こういった法人に入間市や狭山市は委託していないそうですが、川越市や東京都清瀬市などは委託している。こういったところの単価などと比較をしたりして、相場というものが、この金額が適正なのかどうかというところを考慮しまして、予算計上、あるいはその後の予定価格、設計額にさせていただくということになりますので、そういう意味では、見積額の内訳が適正かどうかというのはそういったところで確認をしているところです。

事業所への支援ということですが、事業所への支援というのはいろいろな形がありまして、例えば、研修をやったり、現場に、例えばコロナのときであれば、お困りの事業所に消耗品を配付したりとか、いろいろな支援の形というのがあります。昨年度は応援給付金などもやりましたし、ああいうのも支援だと思っておりますので、支援の形というのはいろいろありますし、そういったところが取り組んでいるところですが、この委託料に関しては事業所の支援という視点よりは、調査をただお願いするという目的でやっているということです。

委託でしていただいたほうが、経費が安く済むということが一つあると思う。そのときの積算が、前に見積り合わせしたときの積算の云々が、こちら側によく見えないというか、分かりづらいというか、説明に違いがあった場合、単価を出す場合の、その辺が、こういうわけで、今言った、委託にするんですよというのが分かりづらい。その説明をしていただきたい。

中澤介護保険  
課長

委託するためには、まず直営でかかる経費と、当然比較というのは必要で、直営の単価の1件当たり何千円ですというのは、なかなか出しにくいところもありますが、年間の実績で、例えば、直営の職員の報酬などを足して件数で割ると、1万円を超えるような単価が大体出てきます。それに比べると、例えば7,000円というのは、単価としては委託に出す価値があるだろうということにはなるわけですが、そういう意味での直営との比較はしているところです。

谷口委員

社会福祉協議会との金額の決定は先ほどからいろいろと質疑がある中で、大体件数がこのぐらいできるかというのを打診しながら参考見積りを取って、最終的に件数が決まれば見積り合わせというような流れだと思うが、一方、市内居宅介護支援事業所については、金額の決定のプロセスはどのような形で、現状、3,850円になっているのかお聞かせいただきたい。

中澤介護保険  
課長

元々この3,500円と消費税という金額は、今、市が、先ほど参考人の方からも話がありましたが、所沢の被保険者の方が他市の住所地特例施設、あるいは事情があって一時的に御家族のところにお住まいで遠方で調査を受けなければいけない場合には、市から直接調査に赴くことができませんので、地元の事業所をお願いをして、そこで調査をしていただく際に、基本としてお願いしている金額です。この金額を市内の居宅事業所の皆さんにも適用させていただいているというのが実情です。元々この3,500円というのはなぜかというのは難しいのですが、今、我々が3,500円としているのは、近隣他市、狭山市、入間市も同じ金額、あるいは川越市は少し乗せてやっていたりだとか、大体、他市でも3,500円から4,000円ぐらいのところをやっているのです。この金額がずっと適用されているというところです。

谷口委員

実際、介護認定調査の内容は、この3つについては内容的には同じという理解をしているが、結果として、社会福祉協議会の方では税込みで1件当たり7,854円、市内の居宅介護支援事業所は税込みで3,850円ということで、明らかに金額に差があるということについては、現状、どのような捉え方をしているのか。

中澤介護保険

こちらの要望ニーズである件数をやっただいていてところが、あ



課長

る程度金額が高くなるということに関しては、やむを得ないという認識  
ですので、金額差についても、やむを得ないと考えているところです。

谷口委員

1件当たり7,854円に対し3,850円と、膨大な開きがある。  
それについても今おっしゃったようにやむを得ないという考えか。

前田福祉部長

整理の意味も含め少しお話をさせていただきたいと思います。まず、  
やはり市の方で一番何を重視、重きを置いているかというところは、市  
民の皆様が認定を適切なタイミングで受けてしっかりサービスにつな  
がるということが一番、何よりも大切なことだと捉えております。先ほ  
ど来、課長の方からも答弁をしておりますが、この金額に差がある部分  
について、金額がずっと同じもので、これ以上固定してずっと変えてい  
かないということではなくて、常に近隣市の状況やそういったものも含  
めながら、この形でいいのかどうか、今後どうしていったらいいかとい  
うのは、常に検討、検証しているところです。社会福祉協議会について  
は、先ほども御説明しましたが、事務受託法人ということで、居宅の方  
にお願いをできていない新規の、ちょっとなかなか最初の方は時間がか  
かって大変なのですが、新規の方に関しても調査も引き受けていただい  
ていたり、他市にも調査に行っていたりというような、少し大変  
なものも引き受けていただくということが、件数の多さとともにありま  
す。その結果、大体、社協が7割ぐらい、医師会が15%ぐらい引き受

けていただいているということです。また、コロナ禍でここ数年、居宅の皆様はこの調査以外のお仕事もたくさん引き受けていただいて、本当に大変な最前線でがんばっていただいているということは、私どもも承知をしております、この調査以外の部分の本題の業務もしっかりとやっていた中で、数件ではあっても、引き続いてやっていただけないかということで、調整をさせていただきながら、協力をさせていただいているところです。ですので、金額を統一という形はやはり近隣市などを見てもなかなかちょっとそういう形はないということで理解をしておりますが、この金額については、他市の状況も踏まえながら、引き続いて、どういう形がいいのかというのは担当としても考えていきたいと思っております。

城下委員

部長に聞きたい。委員の質疑を聞いていて、本当にこの介護保険制度の矛盾というのが出てきているのを感じている。冒頭、市が400件やっているということで、大体1,100件、1か月で出されるという説明があったが、その中で、早く的確に調査をして必要なサービスが受けられるようにということで、今、部長も重きを置いているのは市民が適切なサービスを受けられることだとおっしゃった。議会でも、介護認定がなかなか遅いだとか、そういう質問も出ている中で、今回のこの委託料の金額の単価の格差というのは、やっぱりきちんとやっていく課題だと私は改めて思った。だとするならば、直営でやっているのなら、単価

で大体1万円を超えると先ほど答弁があったが、それを今、7,000円とか6,000円とか3,000円とか、3つのパターンでやっているわけだ。事業所の方々、居宅事業所含めて、この中ですごく頑張っていることは分かっていることなので、やはりそういうところも、まさに市民が適切なサービスを受けられるために、きちんと調査がスムーズにいくという視点で、ここをやっぱり受け止めて、見直しをしっかりとやるときなのではないか。既に、6月や9月定例会でもこのことを指摘されているので、今後、難しいけれども調査をしていくような答弁をされているが、居宅介護支援事業所そのものも、育てていくという、先ほど話があったが、そういう視点がないと、巡り巡って一番困るのは市民である。だから、そこについては、今後どういうふうに関、現状は分かった、分かったので、今後、どのように部として進めていこうというような議論、課題としてどうするのかということをおは聞きたい。

前田福祉部長

今、ちょうどコロナで介護認定もみなしで延長をしていいよというようなルールがありますが、今後こうしたことも外れていくとなると、調査をしなければならない方も今後増えていく可能性も十分考えられます。そうしたときに、社協と医師会だけでやっていけるのかという部分もあります。居宅の皆さんについても、月に数件であっても、なかなか件数をたくさんやれていないと研修をしっかりとやって、迅速に適切にやっていけるようにというように、それこそ研修を受けたり、やっていき

たいというお声等もありますので、市としてどういったことができるかということも、支援の部分でも引き続き考えていこうと思います。

金額の面に関しては、すぐ統一というようにはなかなか難しい状況はあると思いますが、近隣他市の状況等も見ながら考えていきたいと思えます。

城下委員

ということは、これは、大きな課題の一つとして受け止めているという理解でよろしいか。

前田福祉部長

金額の差というところというよりも、数をどうやったらこなしていけるか、そういったことをしっかりと受け止めて考えていきたいと思っております。

城下委員

金額の差というよりも数をこなすということになれば、数をやる人を増やさなければいけない、今、とりわけ、ケア労働に関わる方たちの処遇改善は大きな課題になっているわけだ。これもしっかりと、位置づけていくということも、受け止めていかないと、なかなか進まない課題だと思う。その辺のところでは、そういう認識に立っていくという理解でよろしいか。

前田福祉部長

国の方でも、いろいろと検討をされていたりもしますので、そうした

ところも注視をしながら、どうやっていけるかということは引き続き考えていきたいと思っております。

長岡委員

先ほど、近隣他市と単価を見ながらやっているという話だった。社協は近隣の社協の単価を見ている、医師会は近隣の医師会の単価契約の状況を見ている、居宅介護事業者は近隣の居宅介護事業者の金額を見ているという認識でよいか。

中澤介護保険  
課長

社協と社協、医師会と医師会という比較ではなく、社協からいただいた見積りに対して、他市の同じ資格を持っている法人と、我々が比較して、金額を見ているということです。

長岡委員

所沢市と所沢市の社協との契約の見積りと、例えば近隣の社協の金額の見積りを見ているということか。

中澤介護保険  
課長

所沢市の場合は、社会福祉協議会が事務受託法人という資格を受けまして、やっていますが、例えば川越市でいえば、同じ資格を持つNPO法人に委託しているとのことですので、そこがやった場合の単価ということで、必ずしも社会福祉協議会だけがこの資格を持てるということでもないですし、他市でも社協でやってもらっているということではないということです。

長岡委員 同じようなまとまった件数をしていただける他市の事業者と金額の比較をしているということによろしいか。

中澤介護保険課長 件数というよりは、先ほど申し上げた比較は、同じ事務受託法人として指定を受けているところという比較なので、実際に、あちらは何千件を受けているかというところは、ちょっと確認ができていないところですが、恐らく、事務受託法人を受けているということは、それなりに専門的にやっているということなので、相応の件数は受けていると推測されます。

長岡委員 今回、こういったような請願を受けるまでは、議会で一般質問もされているが、ずっとこの格差というのは、戻らなかったというふうに考えている。社協や医師会にはまとまった件数があるということだが、大体の委託件数と所沢市内の居宅事業者に委託している件数はどれぐらいなのか。

中澤介護保険課長 参考資料を今回添付していただいているところにある内訳がその件数です。

長岡委員 今後、居宅介護事業者を大事にしていかないと、先ほども市民の方が認定を迅速に受けることができないと考えるので、居宅介護事業者を大

事にしていかなければいけない時期にきていると思うが、これを機に、先ほど基準となる単価がないというように言っていたが、基準となる単価を作る機会だと思うが、その点については、所沢市としてどのような考えがあるか。

中澤介護保険  
課長

確かにそういった基準の単価というものを設定して、例えば、件数に応じて金額を少し上乗せする考え方もあると考えております。

長岡委員

今回の請願は所沢市社会福祉協議会の7,865円に合わせてほしいといったような話だが、そうすると、財源の問題が出てくると思うが、利用者に跳ね返ってくるのか、それがあまりよろしくないというように考えているのであれば、国等に要望するなどして、財源の確保が必要になると思うが、今、財源の確保の観点についてどのように考えているか。

中澤介護保険  
課長

費用については、一般会計からの繰入金財源になっておりますので、保険料には跳ね返らないということです。逆に言いますと、市民の皆様からの税金等が財源になると認識しております。ここに関して、国からの補助ということは、ちょっとなかなか難しいと思いますので、そういった財源である以上、やっぱり我々も、適正な金額で契約すべきだと思いますが、市民の皆さんの税金で契約している以上、やっぱり市にとって有利な金額で契約すべきという、努めるべきであるという

ころもあると考えております。

**【質疑終結】**

**【意見】**

越阪部委員

請願第4号「介護認定調査の委託料の統一を検討願いたき件」について、市民クラブ未来を代表して意見を申し上げます。

同一労働、同一賃金というようなことで統一をとというような話をしておられた。このことについては、趣旨としては賛同するが、これが本当にできるかという点、結果的にはこのことが市民の負担につながるのではないかという懸念があると思っている。そういった意味で趣旨採択を主張する。なお、質疑の中でもあったが、事業所の支援、育てるとか力をつけるという意味であるが、そのことができるようなことにさせていただきたいことを付け加えさせていただきます。それから、違いが分かるような説明も含めて、お互いがいいようなありがたいと言えることに努力をしていただきたいと思います。

長岡委員

請願第4号「介護認定調査の委託料の統一を検討願いたき件」について、意見を申し上げます。

今回の市への質疑を通して介護認定調査委託料を社会福祉協議会の委託料に合わせるといった請願でしたが、利用者の利用への跳ね返しにはつながらず、一般会計からの繰り入れとの答弁をいただきました。利



用者から直接利用料負担増にはつながらないことが分かりましたが、将来的に利用者増が想定されているため、財源確保とも勘案しながら同一労働、同一賃金の観点で統一化を進めていただきたい意見を述べさせていただきます。採択です。

末吉委員

請願第4号「介護認定調査の委託料の統一を検討願いたき件」について、ところざわ市民会議を代表して意見を申し上げます。

この度の請願は、介護認定調査委託料について、同一労働、同一賃金の公平性を求める観点から請願が出されています。今後、ますますの高齢化が避けられない中、市内居宅介護支援事業所の育成・支援などの充実を求める理由から採択を主張します。

城下委員

請願4号「介護認定調査の委託料の統一を願いたき件」について、日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。

審査を通じて、介護保険制度の矛盾も明らかになりました。請願の内容にもあります同一労働、同一賃金の観点、居宅介護支援事業所を育成するということではぜひこの立場で市民が必要な介護サービスやきちんと受けられる体制を構築していく観点からも採択を主張します。

**【意見終結】**

**【採 決】**

請願第4号については、挙手多数により、採択すべきものと決する。

石原委員長

なお、先ほどの杉田参考人の意見の際、本日出席予定の喜田参考人の欠席理由の発言については、委員長において修正することによろしいですか。（委員了承）

休 憩 （午後2時58分）

再 開 （午後3時0分）

#### ○特定事件「地域福祉について」

##### ・政策提言案について

石原委員長

前回の委員会に引き続き、提言についてご協議をお願いします。

前回の皆さんの意見を反映した正副委員長提言案ということであらかじめ配信してありますが、このとおり政策提言とすることによろしいですか。（委員了承）

提言を作成したので、読み上げる。

コロナ禍で影響を受けた地域福祉ネットワークの再生に向けた提言

令和4年12月9日

健康福祉常任委員会

現代の地域福祉が抱える課題は、複雑・多様化の一途をたどっている中、新型コロナウイルス感染症の流行によって一層深刻な影響を受けて

いる。

当委員会は、2か年にわたり特定事件として、子ども福祉、高齢者福祉、障害者福祉、保健・医療、また障害を抱える当事者の方からヒアリングを行うなど、幅広く所管事項の現状把握を行うとともに、先進市への行政視察を実施し、当市のコロナ禍において深刻な影響を受けた地域福祉の政策課題に対する調査・研究を行ってきた。その結果、コロナ禍で生じた地域福祉ネットワークの停滞や分断により、課題解決へのアプローチも困難な道のりとなっており、国や県との連携を強化することはもとより、福祉に携わる様々な立場から、領域や分野の垣根を越えた連携・連帯による取り組みが求められているとの認識を委員一同が共有した。

こうした活動を総括し、当委員会は、助けを必要とする立場の人々を一日でも早く見つけ出し、困っている人々からも声をあげやすい体制を整え、「誰ひとり取り残さない社会」をつくるため、地域福祉ネットワークの再生に向け、下記のとおり提言する。

記

1. 子どもの貧困や児童虐待問題、ヤングケアラーなどの「子ども福祉」に関して、行政組織として福祉関連部局の連携のみならず、教育委員会、学校現場などとの連携を一層強化し、様々なアプローチからの支援を推進すること
2. 認知症予防、引きこもり問題、貧困問題などの「地域福祉」に関し

て、社会福祉協議会、民間団体、警察、地域団体と情報交換・共有を円滑化し、支援の対象となる事案に対して早期の対応を推進すること

3. 子ども食堂や見守り活動、高齢者サロンなどの福祉に携わる担い手の活動がコロナ禍において停滞を余儀なくされていることに対し、積極的に活動再開への支援を行うとともに、集いの場や居場所づくりを含めた地域福祉ネットワーク再構築を推進すること

4. 福祉に携わる行政部門が自ら領域の垣根を越え、地域の中で「横の連携」を図り、福祉の支援を必要とする市民の早期発見・支援体制の構築や予防につながるセーフティネットの機能の充実を推進すること

以上

このとおり提言し、今定例会における委員長報告（所管事務調査）で報告することよろしいですか。（委員了承）

#### ○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

#### ○その他

石原委員長

昨日の議案第85号の審査の際に、当日に執行部に対して資料の提供を求めた委員がありました。その際に求める口調がかなりきついものであったとの連絡が議会にありました。審査に関わるものの資料請求につ

きましては、正規の手続を踏んで求めるようにしていただきたい。その  
ことについて改めてご留意願いたい。（委員了承）

散 会 （午後 3 時 1 0 分）

## 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和4年第4回（12月）定例会

### 健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について  
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について